

滑車を使用してかごを吊るエレベーターの地震その他の震動によつて索が滑車から外れるおそれがない主要な支持部分の構造方法を定める件（案）

滑車を使用してかごを吊るエレベーターの地震その他の震動によつて索が滑車から外れるおそれがない主要な支持部分の構造方法は、次のとおりとする。

- 一 滑車は、索を滑車の溝にかけることにより円滑に回転するものとする。
- 二 滑車に設ける溝は、索の形状に応じたものとし、当該溝の深さは次の式に適合するものとする。

$$a \quad b \quad \frac{1}{3}d$$

この式において、a、b及びdは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- a 滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さ（単位 センチメートル）
- b 滑車の索に面する部分の溝の間の部分からの溝の深さ（単位 センチメートル）
- d 索の直径（平形の索にあっては、その断面の短幅。以下同じ。）（単位 センチメートル）

三 索が滑車から外れないよう滑車の一部を、鉄板その他これに類するもの（以下「ロープガード」という。）で覆うこと。

四 前項のロープガードから滑車の溝までの最深部との垂直距離は、滑車の溝の深さに応じ、次に掲げる表の式に適合するものとする。

a < d の場合	c $a + \frac{3}{4}d$
	c b + d
	c d + 0.3
a > d かつ b < d の場合	c b + 0.3
a > d かつ b > d の場合	c d + 0.3
	c b + d

この表において、a、b、c及びdは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- a 滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さ（単位 センチメートル）
- b 滑車の索に面する部分の溝の間の部分からの溝の深さ（単位 センチメートル）
- c ロープガードと滑車の溝の最深部との垂直距離（単位 センチメートル）
- d 索の直径（単位 センチメートル）

五 滑車の索を巻き取る部分の端部からの溝の深さが、それぞれ索の直径以上である巻胴式エレベーターにあっては、前二号の規定は適用しない。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。